

平成27年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成27年3月6日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	8番	畑山豊
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課員	三栖啓功	産業建設課員	中松秀夫
住民生活課長	和田精之	住民生活課員	原宗男
		企画員	

住民生活課 企画員	坂本 徹	上下水道課長	植本 亮
上下水道課 企画員	菅谷 雄二	教育委員会 総務課長	家高 英宏
教育委員会 生涯学習課長	藪内 博文	教育委員会 生涯学習課 企画員	谷本 芳朋

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3号 上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4号 上富田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第 6 議案第 5号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6号 上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7号 上富田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例
- 日程第 9 議案第 8号 町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 9号 上富田町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 10号 上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 12 議案第 11号 上富田町保育所条例
- 日程第 13 議案第 12号 上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例
- 日程第 14 議案第 13号 上富田町在宅重症心身障害児介護手当支給条例を廃止する条例
- 日程第 15 議案第 14号 上富田町在宅ねたきり老人介護者手当支給条例を廃止する条例
- 日程第 16 議案第 15号 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 16号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第 18 議案第 17 号 上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 18 号 上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 19 号 上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 20 号 上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 21 号 上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 22 号 上富田町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 26 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 26 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 26 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 26 号 平成 26 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 27 号 平成 27 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 平成 27 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 30 議案第 29 号 平成 27 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 31 議案第 30 号 平成 27 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 32 議案第 31 号 平成 27 年度上富田町特別会計診療所事業予算
- 日程第 33 議案第 32 号 平成 27 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 34 議案第 33 号 平成 27 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第 35 議案第 34 号 平成 27 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第 36 議案第 35 号 平成 27 年度上富田町特別会計奨学事業予算

- 日程第 37 議案第 36 号 平成 27 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 38 議案第 37 号 平成 27 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 39 議案第 38 号 平成 27 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 40 議案第 39 号 平成 27 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 41 議案第 40 号 平成 27 年度西牟婁郡公平委員会予算

△開 会 午前9時30分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成27年第1回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において2番、谷端清君、3番、檜木正行君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は15日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成26年12月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成27年3月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、12月定例会において全会一致で可決されました農協改革に関する意見書については、国の関係機関等に12月15日付で送付しましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、本日3月6日午後5時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

訂正いたします。午後3時までです。

○議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成27年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

去る1月31日、2月1日の両日に開催しました第20回紀州口熊野マラソン大会は、全国から5,351人の参加を得て盛大に開催することができました。

今回、第1回からゲストとして、またアドバイザーとしてご支援ご指導賜りました中山竹通氏と田上敦巳氏の両氏に感謝状を贈呈させていただきました。沿道では熊野高等学校吹奏楽部による生演奏、災害応援協定を結んでいます石川県津幡町、奈良県斑鳩町、交流のある北海道東川町から、地元の物産販売で大会を盛り上げていただきました。この間、多くの方々が当町に来られ、地域活性化につなげることができたものと考えております。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案につきましては、条例の一部改正が13件、条例の制定が3件、条例の廃止が4件、平成26年度一般会計、特別会計の補正予算が4件、平成27年度の一般会計、特別会計予算14件の計38件でありま

す。

なお、追加議案としまして、平成26年度一般会計補正予算、人権擁護委員の推薦に関する人事案件の2件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年の第1回定例会に際しまして、重要議案を提案するに当たり、基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

平成27年度の地方財政対策によりますと、平成27年度予算の閣議決定に基づき、通常収支分と東日本大震災分に区分して整理されています。通常収支分につきましては、地方が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるよう、平成27年度においては、地方交付税等の一般財源総額につきましては、地方創生のための財源等を上乘せして、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保することとしています。当町では、厳しい財政状況の中、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、行政改革推進本部を中心になお一層の取り組みを進めてまいります。

平成27年度の一般会計当初予算の編成に当たり、上富田町第4次総合計画に基づくことを基本とし、従来からの経費の節減をなお一層進めるとともに、歳入は1年間を見通した決算に近い額で、一方、歳出は歳入に見合う額とし、基本的には財政調整基金、減債基金等を取り崩さないことで予算編成を進めていきましたが、財源不足については基金からの繰り入れとして措置しております。

職員には、一人一人が財政の危機的状況を再認識し、議員、町民の皆さんにも財政の厳しさをご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思っております。また、予算執行に当たりましては、監査委員から指摘事項を十分に反映し、監査事項を十分に反映し、取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要をご説明申し上げます。

今回、議案第3号から第8号までの6議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、各条例の改正を行うものでございます。

議案第3号につきましては、上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例案でございます。今回の改正によりまして、町長部局である総務政策課の分掌に「総合教育会議及び大綱の策定に関すること。」を追加し、子ども・子育て支援法の制定に伴い、住民生活課の事務分掌に「子ども・子育て支援に関すること。」をあわせて追加規定するための改正であります。

次に、議案第4号、上富田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例案から議案第8号、町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案の5

議案につきましては、教育委員会委員長の職が廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となることから、各条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第 9 号につきましては、上富田町行政手続条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、行政手続法の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日より施行されることから、法改正に基づき本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 10 号、上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案から議案第 11 号、上富田町保育所条例案の 2 議案につきましては、児童福祉法の一部改正と子ども・子育て支援法の制定に基づき現条例を廃止し、新たに上富田町保育所条例を制定するものでございます。

次に、議案第 12 号につきましては、上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例案でございます。この条例は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、子どものための教育・保育に関する利用者負担額及び私立保育所の費用徴収額に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第 13 号、上富田町在宅重症心身障害児介護手当支給条例を廃止する条例案と議案第 14 号、上富田町在宅ねたきり老人介護者手当支給条例を廃止する条例案の 2 議案につきましては、ホームヘルプ等の福祉サービス、介護保険サービスの充実により概ね補完できていることから、両条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 15 号につきましては、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、町が委託した一般廃棄物収集業者により、収集、搬入処理するときの分別指定袋の手数料を改正するものであります。

次に、議案第 16 号につきましては、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料の改定に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 17 号、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から議案第 19 号、上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の 3 議案につきましては、介護保険法の改正により、それぞれの基準に定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、各条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 20 号につきましては、上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、保護命令を受けている者も対象とするため改正するものであります。

次に、議案第21号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案と議案第22号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例案の2議案につきましては、使用料の改定に伴い、各条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第23号につきましては、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第5号）でございます。今回、既定額から1億1,400万円を減額し、予算総額を63億603万6,000円と定めています。

補正予算の概要は、総務費では翌年度の大内谷残土処分場整備事業における財源の積み立てとして、財政調整基金積立金9,467万6,000円を増額措置し、民生費では臨時福祉給付金給付事業の精算によりまして、1,001万円を減額しています。

土木費では、入札差額等で大内谷残土処分場整備事業費3,000万円、富田川土砂しゅんせつ工事請負費2,000万円を減額措置しております。

消防費では、寄附していただく予定の消防用車両の装備機器購入費794万8,000円を措置しております。

災害復旧費では、3,289万円、公債費では、長期債償還利子1,090万円をそれぞれ減額しております。

一方、歳入につきましては、分担金、国・県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債等を充当補填しています。

次に、議案第24号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）から議案第26号、平成26年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第2号）までの3議案につきましては、事業費の見直しを行い、補正を行っております。

次に、議案第27号、平成27年度上富田町一般会計予算の概要をご説明申し上げます。

予算総額は60億9,300万円と定めます。前年度と比較しますと1億1,300万円、1.9%の増となっております。

本年度の主な内容としましては、総務費では防災対策費として市ノ瀬小学校体育館に設置します蓄電池つき太陽光発電装置設置事業として2,891万4,000円、民生費では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計への繰出金として5億8,684万3,000円、統合保育所建設事業費として3億3,376万4,000円を措置しております。

土木費では、産業振興施設建設工事に1億2,000万円、高速道路関連事業の大内谷残土処分場整備事業2億700万円を措置しております。

教育費では、紀の国わかやま国体上富田実行委員会補助金として9,652万2,000円、体育施設指定管理委託料2,918万6,000円を措置しております。

公債費では、長期債の償還金及び利子として6億4,017万3,000円で、昨年度より3,432万3,000円を減額措置しております。

一方、歳入では、町税で対前年度比2,200万円の増、1.5%の増になります。15億1,282万7,000円。

地方交付税で17億5,000万円。

国・県補助金で10億7,592万円。

繰入金で3億4,666万6,000円。

町債で対前年度比3億5,580万円増、91%の増の7億4,690万円、その他として6億6,068万7,000円を見込んで措置しております。

財源不足により、基金からの繰り入れを行い、両基金残額につきましては5億2,829万1,000円まで減少となってきております。

財産区分的には、自主財源で22億5,068万円、36.9%です。依存財源で38億4,232万円、63.1%の割合となっております。

以上が、平成27年度の一般会計の主な内容でございます。

次に、議案第28号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算から議案第40号、平成27年度西牟婁郡公平委員会予算までの13議案につきましては、本年度の予算編成方針に基づき編成しております。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長とか企画員より概要を説明させますので、ご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平成27年度の職員体制についてでございますけれども、和歌山県、和歌山県地方税回収機構への派遣職員2名が帰任し、新たに和歌山県、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理機構へ2名の職員を派遣いたします。和歌山県からの派遣職員につきましては、現在と同じ3名となります。また、平成26年度の退職予定者が4名となっております。

これにより、職員数につきましては、平成26年4月1現在で123名が平成27年4月1日現在で新規採用者4名も含め123名となり、全体で不足する部署につきましては、臨時職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えています。今後とも継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でございますので、議員各位におかれましてもご理解と変わらぬお力添えをいただけるようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とします。

△日程第4 議案第3号～日程第41 議案第40号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第4 議案第3号、上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第41 議案第40号、平成27年度西牟婁郡公平委員会予算の件まで38件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

おはようございます。私からは、議案第3号から議案第9号についてご説明申し上げます。

今回、議案第3号から議案第8号までの6議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部改正、制定等を行うものでございます。

それでは、議案第3号、上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町課設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町課設置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町課設置に関する条例の一部改正。

上富田町課設置に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の法改正により、町長は総合教育会議を設ける。

この会議は、町長が招集し、町長と教育委員会により構成することになります。また、町長は総合教育会議において教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定するとされたことから、町長部局である総務政策課の事務分掌に総合教育会議及び大綱の策定に関することを追加するものであります。

また、子ども・子育て支援法の制定により、住民生活課の事務分掌に子ども・子育て支援に関することを追加するものでございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、附則でこの条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号、上富田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例。上富田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）。

この条例は、現教育長は一般職の職員と同じく地方公務員法の職務専念義務が適用されますが、新教育長は特別職のため、同法の規定から外れ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に定める職務専念義務の規定が適用されることから、本条例を制定するものでございます。

第1条で条例の目的を定めています。

第2条で職務に専念する義務の免除を定めています。

なお、附則でこの条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置としまして、現教育長の任期中に限りこの条例の規定は適用しないとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、教育委員会委員長の項を削る。

今回の改正は、教育委員会委員長の職が廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となったことに伴い、本条例を改正するものでございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

附則でこの条例は平成27年4月1日から施行する。

また、経過措置としまして、現教育長の在職期間中は、この条例による改正後の規定は適用せず、改正前の条例の規定はなおその効力を有するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号、上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。

上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町特別職報酬等審議会条例の一部改正。

上富田町特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

今回の改正は新教育長が特別職となったことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

附則でこの条例は平成27年4月1日から施行する。

また、経過措置としまして、現教育長の在職期間中はこの条例による改正後の規定は適用せず、改正前の条例の規定はなおその効力を有するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号、上富田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例。

上富田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は廃止する。

この条例は、現教育長の職が廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴い、同法の規定により制定された本条例を廃止するものでございます。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行する。

また、経過措置として、現教育長の在職期間中はこの条例による廃止前の上富田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の規定は、なおその効力を有するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号、町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）。

町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正。

町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、新教育長が特別職の常勤の職員となることに伴い、特別職の給与及び旅費を定めた本条例に新教育長を追加するための一部改正でございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行する。

また、経過措置として現教育長の在職期間中はこの条例による改正後の規定は適用せず、改正前の条例の規定はなおその効力を有するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号、上富田町行政手続条例の一部を改正する条例。

上富田町行政手続条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町行政手続条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町行政手続条例の一部改正。

上富田町行政手続条例の一部を次のように改正する。

行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行されます。今回の法改正により行政指導するときはその職務権限の根拠法令の条項等を示すことが義務化されたこと、行政指導した行政機関に対して行政指導の中止その他必要な措置を講ずるよう申し出ることができる手続を設け、申し出を受けた行政機関に必要な調査の実施と、調査によって判明した行政指導の誤りがあれば、その中止等を講ずることが義務づけられたこと、次に、誰もが行政機関に対して行政指導や行政処分をするように通報することができる手続を設け、行政機関に必要な調査の実施と調査によって処分等の必要性があれば、その実施を義務づけたこと、この3制度が導入されております。この3制度の追加に基づき本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容は、第33条第2項に行政指導に関する許認可権限の根拠の明示の規定を追加し、第35条以降を2条繰り下げ、第35条に行政指導の中止等の求めに関する規定を、第36条に処分の求めに関する規定をそれぞれ追加したものでございます。

最後に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

よろしくお願いいたします。

それでは、私から議案第10号から議案第15号についてご説明いたします。

議案第10号、上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を廃止する。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

この条例につきましては、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、新たに上富田町保育所条例を制定することから、本条例の廃止をするものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第11号をご説明いたします。

議案第11号、上富田町保育所条例。

上富田町保育所条例を別紙のように制定する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町保育所条例（案）。

本条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の制定に伴い、新たに上富田町保育所条例を制定するものでございます。

この条例は条文7条と附則で構成されております。第1条で設置、第2条で名称及び位置、第3条で入所児童、第4条で入所の停止、第5条で保育料、第6条で保育料の納入方法、第7条で委任を定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号についてご説明させていただきます。

議案第12号、上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例。

上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例を別紙のように制定する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例（案）。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保

育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正、法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により児童福祉法が改正されたことにより、本条例を制定するものでございます。

この条例は条文の5条と附則で構成されております。第1条で趣旨、第2条で利用者負担額、第3条で費用徴収額、第4条で利用者負担額の減免、第5条で委任を定めております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、上富田町在宅重症心身障害児介護手当支給条例を廃止する条例。

上富田町在宅重症心身障害児介護手当支給条例を廃止する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町在宅重症心身障害児介護手当支給条例を廃止する条例（案）。

上富田町在宅重症心身障害児介護手当支給条例は廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとなっております。

この条例につきましても、昭和53年から施行されておりますが、重症心身障害児の福祉サービスにつきましても現在では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により充実している状況でございます。当該制度の目的につきましても充実していることから、本条例を廃止するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、上富田町在宅ねたきり老人介護者手当支給条例を廃止する条例。

上富田町在宅ねたきり老人介護者手当支給条例を廃止する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町在宅ねたきり老人介護者手当支給条例を廃止する条例（案）。

上富田町在宅ねたきり老人介護者手当支給条例は廃止する。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

この条例につきましても、寝たきり老人の福祉向上を図ることを目的に実施してきましたが、当該手当の目的を介護保険サービスにより概ね担保できていることから、本条例を廃止するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例の一部改正につきましては、町が委託しております一般廃棄物収集業者により収集運搬処理するときの分別指定袋の手数料を改正するものでございます。

主な内容につきましては、可燃物の指定袋大1袋につき31円を45円に、小1袋につき20円を30円に、不燃物の指定袋につきましては1袋31円を45円に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年10月1日から施行としてございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

よろしくお願い申し上げます。

私からは、議案第16号から議案第20号までご説明をさせていただきます。

議案第16号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

今回、第6期平成27年度から平成29年度の月額標準保険料を6,375円に設定させていただきました。年額にすると7万6,500円になります。第5期と比較しますと月額で719円、年額では8,700円ふえています。また、今回の介護保険法の改正により、保険料の標準6段階から標準9段階へ見直しがされましたので、第3条の保険料率を現行の第1号から第6号までの6段階を7号、8号、9号を加えて9段階にしております。最後のページのA3の参考資料をお願いいたします。

左側が第5期の保険料です。7段階表になっていますが、国の6段階に対して上富田

町では条例の附則のところでは保険料率の特例を設定し、もう1段階を加えて7段階としております。表では第4段階基準額に対して0.9を掛けて6万1,000円としているところになります。したがって、国の第4段階から第6段階のところ为上富田町では第5段階から第7段階になります。今回の改正では、右側の第6期の保険料の案では第4段階のところでは基準額に対して0.9が設定されていますので、今回は条例の附則で保険料率の特例を設定しておりません。

それでは、表を説明させていただきます。

今回、第1段階と第2段階が第1段階へ統合され、3万3,900円が3万8,200円に、第3段階が第2段階と第3段階に分割されて5万800円が5万7,300円に、第4段階はそのまま第4段階で6万1,000円が6万8,800円に、第5段階は標準保険料のところになります。そのまま第5段階で6万7,800円が7万6,500円に、第6段階の基準額の1.25のところは新たに第6段階の基準額の1.2と第7段階の1.3に改正され、8万4,700円が9万1,800円と9万9,400円に、第7段階は新たに第8段階で基準額の1.5、第9段階で1.7に改正され、10万1,700円が11万4,700円と13万円に改めております。

以下、表についてお見通しをよろしくお願いいたします。

ページを戻っていただきまして、附則の第1条で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

次のページの附則第3条では、平成27年度及び平成28年度における保険料の特例として、第3条第1項に該当する第1段階の方の保険料率を0.5に対して0.45とし、3万4,400円に軽減するとしております。軽減分については国、県、町の公費負担で賄われます。

附則の第4条では、平成27年4月1日から開始される地域包括支援センターが行う介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置として、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとしてございます。

次のページに参考資料として新旧対照表を添付していますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第17号についてご説明させていただきます。

議案第17号、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

本条例案につきましては、介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されることに伴い、同省令の基準を定める条例を改正するものでございます。

主な改正は、複合型サービスに関する名称を医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活が継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービスの内容が具体的にイメージできる名称として、看護小規模多機能型居宅介護に関する名称に改めるものでございます。

2ページをごらんください。

第32条第2項中の改正では、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所のうち、一体型事業所における訪問介護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とするものでございます。

2ページの一番下をごらんください。

第78条に1条加えて78条の2とし、指定認知症対応型通所介護事業所の事故発生時の対応について新たに加えさせていただきました。

3ページをお願いいたします。

「第82条第6項を次のように改める」では、指定小規模多機能型居宅介護事業所に基準を満たす従業員を置いている場合に、指定小規模多機能型居宅介護事業所に表の中段に掲げる事業所が併設されている場合、同一敷地内にある場合にその事業所の職務を介護職員及び看護師、准看護師が兼務できることを定めてございます。

4ページをお願いいたします。

第85条第1項に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人以下から29人以下に改め、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、居間及び食堂の面積が機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合には、通いサービスの利用定員を16人、17人、18人として

います。

7 ページをお願いいたします。

第194条第1項の改正は、今回の改正により、指定複合型サービス事業所から名称変更しました指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る登録定員及び通いサービスの事業定員を定めたもので、4 ページでご説明しました指定小規模多機能型居宅介護事業所と同様の改正を行ってございます。

なお、附則としましてこの条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

8 ページから42 ページに新旧対照表を添付していますので、ご参照のほどよろしくをお願いいたします。

続いて、議案第18号について説明させていただきます。

議案第18号、上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

本条例案につきましても、介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準が改正されることに伴い、本条例の改正を行うものであり、議案第18号と同じような改正を行うものでございます。

2 ページをお願いします。

「第44条第6項を次のように改める」では、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に基準を満たす従業員を置いている場合に、指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業所に表の中段に掲げる事業所が併設されている場合、同一敷地内にある場合に、その事業所の職務を介護職員及び看護師または准看護師が兼務できることを定めたものでございます。

3 ページをお願いいたします。

第44条第7項中の複合サービスに関する名称を看護小規模多機能型居宅介護に関する名称に改めています。第44条第1項に定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を25人以下から29人に改め、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所について居間及び食堂の面積が機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保されている場合には、通いサービスの利用定員を16人、17人、18人としています。

4 ページをお願いいたします。

第74条第1項中の改正は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数を用地の確保が困難であること、その他地域の実情により効率的運営に必要と認められる場合は1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができると加えたものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

なお、5ページから18ページに新旧対照表を添付していますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

続いて、議案第19号について説明をさせていただきます。

議案第19号、上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)。

上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正。

上富田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

本条例案につきましては、平成26年12月議会においてご承認いただきました地域包括支援センターが行っている指定介護予防支援事業に係る条例の改正であり、同じく介護保険法の改正に伴い厚生労働省令で定める基準が改正されたことから、本条例の改正を行うものでございます。

主な改正は、第31条12号中介護予防訪問介護計画を介護予防訪問看護計画書に改め、2ページをお願いします、同12号の1号を繰り下げて新たに第12号として指定介護予防支援事業所の担当職員は指定介護予防サービス事業者に対して介護予防訪問看護計画書と指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとしてございます。

また、新たに第28号を加え、医療、福祉に専門的な知識を有する者、民生委員その他関係者、関係団体で構成される会議より、要介護者、要介護被保険者等への適切な支援を図るための必要な検討を行うために資料または情報の提供等の協力の求めがあった場合にこれに協力するように努めなければならないとしてございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

なお、3ページから5ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

続いて議案第20号についてご説明させていただきます。

議案第20号、上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

主な改正につきましては、第2条第3項第6号の次に、次の1号を加えて第7号とし、配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けている男子または女子であつて、当該命令の申し立てを行ったものとしています。これにつきましては、DV被害の申し立てを行ったものもひとり親家庭等医療費の支給対象として加えたものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するとしてございます。

次のページに新旧対照表を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願ひします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私のほうからは、議案第21号から議案第22号についてご説明申し上げます。

議案第21号、上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

今回の条例改正につきましては、上富田町農業集落排水事業は平成10年に上富田市ノ瀬南岸地区が供用開始をして、その後4施設が順次供用を開始しております。施設の古いものでは16年が経過し、機器の修繕、改修がふえてきております。また、電気料金等の値上げにより維持管理費が増加してきております。このため、農業集落排水使用料の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、次のページの新旧対照表でご説明させていただきます。

第17条第1項の別表第4の使用料について、基本料金1カ月10立方メートルまで1,131円を1,550円に、超過料金1立方メートルにつき113.14円を155円に改正するものでございます。

前のページをお願いします。

附則で、この条例は平成27年7月1日から施行する。

また、経過措置としまして改正後の条例第17条第1項の別表第4の規定は平成27年8月分として徴収する使用料から適用し、同年7月分以前の使用料についてはなお従前のおりとするとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第22号、上富田町下水道条例の一部を改正する条例。

上富田町下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町下水道条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町下水道条例の一部改正。

この条例につきましても、上富田町下水道事業は平成19年供用開始し、現在も下水道の整備を進めているところでありますが、下水道事業も農業集落排水事業と同様に、電気料金の値上げ等により維持管理費が増加しているため、公共下水道使用料金の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、次のページの新旧対照表でご説明させていただきます。

第19条第1項の別表の使用料について、一般排水基本料金1カ月10立方メートルまで1,339円を1,550円に、超過料金1立方メートルにつき141.48円を155円に改正するものでございます。

前のページをお願いします。

附則で、この条例は平成27年7月1日から施行する。

また、経過措置としまして改正後の条例第19条第1項の別表の規定は平成27年8月分として徴収する使用料から適用し、同年7月分以前の使用料については、なお従前のおおりとすとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

先ほど提案させていただきました議案第10号につきまして、一部誤りがございましたので、訂正し、おわび申し上げ、再度提案させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第10号、上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町保育所の設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

この条例につきましては、児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の制定に伴い、新たに上富田町保育所条例を制定することから、本条例を廃止するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（奥田 誠）

ただいま配付しました、差しかえました議案第10号と以前、前に提出しています議案第10号の書類は、後ほど回収いたしますので、よろしくお願いいたします。差しかえだけよろしくお願いいたします。

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第23号につきましてご説明いたします。

議案第23号、平成26年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

平成26年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億603万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、12款分担金及び負担金では、既定額から今回89万8,000円を減額し7,388万4,000円と定めています。

14款国庫支出金では、既定額から1,300万4,000円を減額、15款県支出

金は、既定額に1,243万9,000円を追加、16款財産収入は既定額から3,964万2,000円を減額、17款寄附金は既定額に448万5,000円を追加、18款繰入金は既定額から1,877万1,000円を減額、20款諸収入は既定額に6,589万1,000円を追加、21款町債は既定額から1億2,450万円を減額。

歳入合計では、既定額から今回1億1,400万円を減額し、63億603万6,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款議会費では、既定額から今回8万9,000円を減額し、8,759万8,000円と定めています。

2款総務費は既定額に9,278万3,000円を追加、3款民生費は既定額から1億832万5,000円を減額、4款衛生費は既定額から374万8,000円を減額、5款農林水産業費は既定額に147万2,000円を追加、6款商工費は既定額から20万5,000円を減額、7款土木費は既定額から4,819万8,000円を減額、8款消防費は既定額に794万8,000円を追加、9款教育費は既定額から1,184万8,000円を減額、10款災害復旧費は既定額から3,289万円を減額、11款公債費は既定額から1,090万円を減額。

次のページをお願いいたします。

歳出合計では、既定額から今回1億1,400万円を減額し、63億603万6,000円と定めています。

次に、「第2表 地方債補正」です。

変更では、観光施設整備事業につきましては、限度額に150万円を追加し710万円と定めています。統合保育所建設事業につきましては、限度額から9,260万円を減額し1億600万円に、産業振興施設整備事業につきましては、限度額から1,090万円を減額し4,040万円に、公共土木施設災害復旧事業につきましては、限度額から2,170万円を減額し1,890万円に、農林水産施設災害復旧事業につきましては、限度額から80万円を減額し30万円としてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから次の9ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

歳出につきまして。

1 款議会費では、各経費の精査により既定額から 8 万 9, 0 0 0 円を減額。主なものとしましては、職員手当と期末手当の議員分としまして 6 7 万 9, 0 0 0 円を減額してございます。

2 款総務費では、一般管理費で 1 億 3 1 6 万 5, 0 0 0 円を追加。主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

番号制導入に係るシステム改修委託料につきまして、補助金申請等について円滑に進めるため、賦課徴収費及び戸籍住民基本台帳費で計上していましたが 8 5 0 万円を一般管理費へ集約を行っております。

また、積立金で来年度大内谷残土処分場の財源として、財政調整基金積立金 9, 4 6 7 万 6, 0 0 0 円を措置しています。

財産管理費では 2, 0 0 0 円を追加、企画費では 9 9 万 5, 0 0 0 円を減額、みんなが学んで花ひらく口熊野上富田事業費では 4 7 3 万 8, 0 0 0 円の追加で、主なものとしまして、さわやか上富田まちづくり基金積立金 4 5 4 万 7, 0 0 0 円を措置しています。

人権推進費では 3 万円を減額、地籍調査費では 5 1 6 万 1, 0 0 0 円を減額、主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

委託料で、地籍調査測量委託料 5 6 1 万 1, 0 0 0 円を減額してございます。

賦課徴収費では 3 6 8 万 3, 0 0 0 円を減額、番号制度導入に係るシステム改修委託料を一般管理費へ組み替えを行っております。

戸籍住民基本台帳費では 4 8 0 万円を減額、同じく一般管理費へ組み替えを行っております。

指定統計調査費では 1 7 万 8, 0 0 0 円を減額、監査委員費では 2 7 万 5, 0 0 0 円を減額。

3 款民生費では、社会福祉総務費で 3 8 2 万 3, 0 0 0 円を追加、主なものとしまして特別会計介護保険繰出金 3 8 0 万 9, 0 0 0 円を措置しています。

老人福祉費では 3 6 万 4, 0 0 0 円を減額。

次の 2 0 ページをお願いいたします。

社会・児童福祉医療費では、特別会計後期高齢者医療繰出金 5 0 8 万 7, 0 0 0 円を措置しています。

臨時福祉給付金給付事業では、各経費の精査により 1, 2 0 3 万 6, 0 0 0 円を減額してございます。

保育所運営費では 3 0 万円を追加、保育所建設事業費では 1 億 4 1 8 万 6, 0 0 0 円

を減額、主なものとしまして、実施設計のおくれにより工事請負費 8, 578 万円を減額してございます。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業では、各経費の精査により 94 万 9, 000 円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

4 款衛生費では、保健衛生総務費で 228 万 6, 000 円を追加。主なものとしまして委託料で、妊婦健診委託料 200 万円を措置してございます。

予防費では 735 万円を減額。主なものとしまして、委託料で動脈硬化健診委託料 366 万円を減額してございます。

清掃総務費では 131 万 6, 000 円を追加。主なものとしまして岩田最終処分場の需要費を措置しています。

5 款農林水産業費では、農業委員会費で農地基本台帳地図システム改修委託料 302 万 8, 000 円を減額。

農業振興費では、国の補正予算の増額に伴い、青年就農給付金 450 万円を追加。

次のページをお願いいたします。

6 款商工費では、商工総務費で 20 万 5, 000 円を減額。

7 款土木費では、道路橋梁総務費で 380 万円を追加。岡宮代地区地すべり工事及び生馬中根地区がけ崩れ対策の事業費確定に伴う負担金を措置しています。

高速道路推進費で 2, 629 万 4, 000 円を減額。主なものとしまして、入札差額により残土処分場工事請負費 3, 000 万円を減額してございます。

河川改良費では 2, 630 万 4, 000 円の減額、主なものとしまして、採取量の確定によります富田川土砂浚渫工事請負費 2, 000 万円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

住宅管理費では、飛首川団地ほか修繕料として 60 万円を追加。

8 款消防費では、常備消防費で、ご寄附いただきます消防用車両の装備機器購入費 794 万 8, 000 円を措置してございます。

9 款教育費では、教育委員会費で 3 万円を減額。

事務局費で、精査により 120 万 7, 000 円を減額。

2 項小学校費の学校管理費では 2 万 2, 000 円を追加。

教育振興費では精査により 45 万 8, 000 円を減額。

次のページをお願いいたします。

3 項中学校費の学校管理費では 79 万 9, 000 円を減額。主なものとしまして、放送設備の取りかえ工事請負費 82 万 3, 000 円を減額措置しております。

教育振興費では、精査により117万6,000円を減額してございます。

社会教育総務費では6万4,000円を追加。

保健体育総務費では、リハーサル大会精算に伴う紀の国わかやま国体上富田実行委員会補助金826万4,000円を減額してございます。

10款災害復旧費の単独災害復旧事業費では、災害応急復旧工事請負費で2,950万円を減額。

現年発生公共土木施設災害復旧事業では239万円を減額。主なものとしまして、工事請負費200万円を減額してございます。

2項農林水産施設災害復旧費、現年発生農業用施設災害復旧事業費では、同じく災害復旧費の入札差額を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

現年発生農地災害復旧事業費では、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行っております。

11款公算費の利子では1,090万円を減額してございます。

次の31ページ、32ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入について説明させていただきますので、10ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

12款分担金及び負担金では、災害復旧費分担金で、農林施設災害復旧費分担金としまして89万8,000円を減額措置しています。

14款国庫支出金では、総務費国庫補助金で地域活性化効果実感交付金14万1,000円を追加。

民生費国庫補助金で、臨時福祉給付金給付補助金1,203万1,000円を減額。

子育て世帯臨時特例給付金給付補助金94万4,000円を減額。

衛生費国庫補助金で、がん検診推進事業費補助金73万9,000円を追加。

教育費国庫補助金で、幼稚園就園奨励費補助金26万6,000円を減額。

小学校費及び中学校費補助金で、特別支援教育就学奨励費補助金を追加、要保護児童及び生徒援助費補助金を減額措置しております。

災害復旧費国庫補助金で、現年発生公共土木施設災害復旧費補助金133万4,000円を減額。

農林業施設災害復旧費補助金、72万2,000円を措置しております。

15款県支出金では、衛生費県負担金で、予防接種健康被害救済給付費負担金1万1,000円を減額。

総務費県補助金で、観光施設整備費補助金1,295万5,000円を措置しています。

衛生費県補助金で、健康増進事業費補助金ほかを措置しています。

農林業費県補助金で、新規就農総合支援事業青年就農給付金450万円を追加。

農地制度実施円滑化事業費補助金302万8,000円を減額。

教育費県補助金で、紀の国わかやま国体リハーサル大会開催補助金131万6,000円を減額。

紀の国緑育推進事業費補助金7万7,000円を減額措置しています。

次のページをお願いいたします。

3項委託金の総務費委託金で、指定統計調査委託金17万9,000円を減額。

16款財産収入では、利子及び配当金で、さわやか上富田まちづくり基金預金利子ほかを措置しています。

砂利販売収入で3,965万円を減額。

17款寄附金では、総務費寄附金でさわやか上富田まちづくり寄附金454万5,000円を追加。

トイレ整備事業寄附金100万円を減額。

県営事業寄附金94万円を追加。

18款繰入金では、さわやか上富田まちづくり基金繰入金8万7,000円、さわやか上富田文化と健康づくり基金繰入金1,352万4,000円、財政調整基金繰入金516万円を減額措置してございます。

20款諸収入では、納付金で1,000円を追加、雑入で6,580万円を追加、主なものとしまして、建設残土処分量6,937万円を追加。動脈硬化健診助成金333万円を減額措置してございます。

次のページをお願いいたします。

21款町債では、総務債で市ノ瀬地区トイレ整備事業債150万円を追加。

民生債で統合保育所建設事業債9,260万円、土木債で産業振興施設整備事業債1,090万円、災害復旧債で現年発生公共土木施設災害復旧事業債70万円、公共土木施設災害復旧事業債2,100万円、現年発生農業用施設災害復旧事業債80万円を減額措置してございます。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

私から、議案第24号から第25号までご説明申し上げます。

議案第24号、平成26年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

平成26年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ508万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,762万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

2款繰入金で既定額に508万7,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額に508万7,000円を追加し2億6,762万4,000円と定めております。

続きまして、歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で既定額に508万7,000円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額に508万7,000円を追加し2億6,762万4,000円と定めております。

次の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

4ページをお願いいたします。

2、歳入です。

2款繰入金、1目一般会計繰入金で508万7,000円を措置しております。これにつきましては、25年度の療養給付費の精算による町の負担分でございます。

続きまして、3、歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で508万7,000円を措置しております。25年度療養給付費負担金の精算分でございます。

続きまして、議案第25号をお願いします。

議案第25号、平成26年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

平成26年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,215万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,081万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料で、既定額に1,048万円を追加。

3款国庫支出金で、既定額から50万円を減額。

4款支払い基金交付金で、既定額から131万9,000円を減額。

5款県支出金で、既定額から32万円を減額。

7款繰入金で、既定額に380万9,000円を追加。

歳入合計といたしまして、既定額に1,215万円を追加し13億4,081万円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費で、既定額に611万円を追加。

2款保険給付費で、既定額に604万円を追加。

歳出合計といたしまして、既定額に1,215万円を追加し13億4,081万円と定めております。

次のページをお願いします。

4ページ、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

歳入につきましては、国県等の決定額によりまして計上してございます。

1款保険料で1,048万円の追加。

3款国庫支出金、1目介護給付費負担金で147万1,000円の減額、2項国庫補助金で、合計で97万1,000円の追加。

4款支払い基金交付金、1目介護給付費交付金で131万9,000円の減額。

5款県支出金、1目介護給付費負担金で32万円の減額。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金で 3 8 0 万 9, 0 0 0 円を追加。

8 ページをお願いします。

3、歳出です。

歳出につきましては、総務費で制度改正に伴う委託料を、保険給付費では決算見込みの金額で計上してございます。

1 款総務費、1 目一般管理費で 6 1 1 万円の増。

2 款保険給付費、1 項介護サービス諸費で、合計としまして 9 0 0 万円の増、2 項介護予防サービス等諸費で、合計としまして 4 万円の増。

1 0 ページをお願いします。

4 項高額介護サービス等費で 2 3 0 万円の減。

5 項高額医療合算介護サービス等費で 1 0 0 万円の減。

6 項特定入居者介護サービス等費で 3 0 万円の追加措置をしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

私から、議案第 2 6 号についてご説明いたします。

議案第 2 6 号、平成 2 6 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）。

平成 2 6 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 0 4 8 万 3, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 3 月 6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございませう。

1 款諸収入、1 項貸付金元利収入。既定額に今回 5 万 4, 0 0 0 円を追加し 5, 0 4 8 万 3, 0 0 0 円に。

歳入合計といたしまして、既定額に 5 万 4, 0 0 0 円を追加し 5, 0 4 8 万 3, 0 0

0円と定めております。

歳出でございます。

1款公債費、既定額に5万4,000円を追加し928万5,000円に。

歳出合計といたしまして、既定額に5万4,000円を追加し5,048万3,000円と定めております。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほうをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款諸収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入、既定額に5万4,000円を追加し5,048万3,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款公債費、1目元金、既定額に55万4,000円を追加。

2目利子、既定額から50万円を減額。

合計といたしまして、既定額に5万4,000円を追加し928万5,000円と定めております。

主なものといたしましては、貸付金の繰り上げ償還に伴う償還金の増加及び一時借入れが今年度ないことから利子を減額するものでございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第27号をご説明いたします。

議案第27号、平成27年度上富田町一般会計予算。

平成27年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億9,300万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入では、1款町税で15億1,282万7,000円と定めています。2款地方譲与税で5,700万円、3款利子割交付金で500万円、4款配当割交付金で1,300万円、5款株式等譲渡所得割交付金で1,000万円、6款地方消費税交付金で1億4,000万円、7款ゴルフ場利用税交付金で2,500万円、8款自動車取得税交付金で800万円、9款地方特例交付金で900万円、10款地方交付税で17億5,000万円、11款交通安全対策特別交付金で250万円、12款分担金及び負担金で6,824万9,000円、13款使用料及び手数料で1億2,384万8,000円、14款国庫支出金で5億5,809万8,000円。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金で5億1,782万2,000円、16款財産収入で6,099万8,000円、17款寄付金で460万円、18款繰入金で3億4,666万6,000円、19款繰越金で1,000万円、20款諸収入で1億2,349万2,000円、21款町債で7億4,690万円。

歳入合計では60億9,300万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

歳出では、1款議会費で9,359万7,000円、2款総務費で7億1,328万1,000円、3款民生費で22億3,524万2,000円、4款衛生費で7億993万1,000円、5款農林水産業費で2億5,460万5,000円、6款商工費で1,712万9,000円、7款土木費で6億5,084万4,000円、8款消防費で2億6,900万7,000円、9款教育費で5億699万1,000円。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費で120万円、11款公債費で6億4,017万3,000円、12款予備費で100万円。

歳出合計では60億9,300万円と定めています。

次に、「第2表 地方債」です。

起債の目的では、防災行政無線整備事業で限度額を150万円、統合保育所建設事業で限度額を2億9,580万円、災害援護資金で限度額を350万円、紀南環境広域最終処分場建設事業で限度額を6,670万円、道路橋梁等整備事業で限度額を2,200万円、産業振興施設整備事業で限度額を1億610万円、公営住宅整備事業で限度額を400万円、消防施設整備事業で限度額を3,330万円、臨時財政対策債で限度額を2億1,400万円。

起債合計では7億4,690万円と見込んでございます。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次の10ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

1、総括から最終124ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1時30分

○議長（奥田 誠）

再開します。

まず、事務局より事後連絡がございます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

午前中に配付をさせていただきました諸般の報告書の用紙に一部記載誤りがございました。

1ページの下から2行目の2月15日の行事の内容についてであります。

ただいまお手元に配付をしております諸般の報告と、お手数ですが差しかえをお願いしたいと思います。

○議長（奥田 誠）

それでは、引き続き提案理由の説明を求めます。

住民生活課企画員、原君。

○住民生活課企画員（原 宗男）

提案前におわびを申し上げます。

議案第19号の参考資料の新旧対照表に誤りがありましたので、おわびを申し上げます。

改めてお手元に議案第19号をお配りさせていただいておりますので、差しかえのほうをよろしく願いいたします。

訂正箇所につきましては、参考資料3ページをお願いいたします。

新しいほうの表で、記録の整備、第29条の2項（2）のエのところでございます。31条第14号となっておりますけれども、31条第15号に訂正をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

改めておわびを申し上げます。

○議長（奥田 誠）

それでは、ただいま事務局のほうからの報告と住民生活課企画員、原君の報告がありましたとおり、それでは、先ほど提出しています議案第15号と議案第19号、そして諸般の報告のほうを後ほどこちらのほうから回収をすることなので、よろしく願いをいたします。

それでは、引き続き提案理由の説明を願います。

住民生活課長、和田君。

○住民生活課長（和田精之）

私から、議案第28号から第31号までご説明申し上げます。

議案第28号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成27年度上富田町の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億8,009万1,000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入です。

1款国民健康保険税で5億2,565万4,000円。

2款使用料及び手数料で1万円。

3款国庫支出金で5億2,456万9,000円。

4款療養給付費交付金で9,722万9,000円。

5款前期高齢者交付金で2億9,000万円。

6款県支出金で1億2,615万9,000円。

7款共同事業交付金で5億8,047万3,000円。

8款財産収入で2万円。

次のページをお願いします。

9款繰入金で2億4,390万2,000円。

10款繰越金で1万円。

11款諸収入で6万5,000円。

歳入合計といたしまして、23億8,809万1,000円と定めています。

4ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費で4,943万7,000円。

2款保険給付費で12億7,034万円。

3款後期高齢者支援金等で2億6,904万円。

4款前期高齢者納付金等で54万円。

5款老人保健拠出金で12万円。

6款介護納付金で1億3,100万円。

次のページをお願いします。

7款共同事業拠出金で6億2,697万4,000円。

8款保健事業費で3,502万円。

9款基金積立金で2万円。

10款公債費で150万円。

11款諸支出金で310万円。

12款予備費で100万円。

歳出合計といたしまして、23億8,809万1,000円と定めております。

6ページをお願いいたします。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書から28ページまでは、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第29号をお願いします。

議案第29号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成27年度上富田町の特別会計後期高齢者医療予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,271万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入です。

1款保険料で9,589万2,000円。

2款繰入金で1億6,529万9,000円。

3款繰越金で1万円。

4款諸収入で150万9,000円。

歳入合計といたしまして、2億6,271万円と定めています。

歳出です。

1 款総務費で1, 059万8, 000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金で2億5, 041万7, 000円。

3 款保健事業費で149万7, 000円。

4 款公債費で18万8, 000円。

5 款諸支出金で1万円。

歳出合計といたしまして、2億6, 271万円と定めています。

4 ページをお願いします。

4 ページの歳入歳出事項別明細書から14ページまでは、お目通しをお願いします。

続きまして、議案第30号をお願いします。

議案第30号、平成27年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成27年度上富田町の特別会計介護保険予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3, 115万9, 000円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款保険料で2億5, 875万1, 000円。

2 款使用料及び手数料で1, 000円。

3 款国庫支出金で3億2, 479万3, 000円。

4款支払い基金交付金で3億5,226万7,000円。

5款県支出金で1億7,985万9,000円。

6款財産収入で4,000円。

7款繰入金で2億787万5,000円。

9款諸収入で759万9,000円。

歳入合計といたしまして、13億3,115万9,000円と定めています。

4ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費で3,743万4,000円。

2款保険給付費で12億3,831万円。

3款公債費で379万5,000円。

4款地域支援事業費で5,162万円。

歳出合計といたしまして、13億3,115万9,000円と定めています。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書から27ページまでは、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第31号をお願いします。

議案第31号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業予算。

平成27年度上富田町の特別会計診療所事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,716万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款診療収入で1,230万1,000円。

2款使用料及び手数料で14万9,000円。

3款繰入金で2,470万9,000円。

4款諸収入で1,000円。

歳入合計といたしまして、3,716万円と定めております。

続きまして、歳出です。

1款総務費で2,726万8,000円。

2款医業費で966万7,000円。

3款公債費で22万5,000円。

歳出合計といたしまして、3,716万円と定めております。

4ページをお願いします。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書から10ページまでは、お目通しをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

平成27年度上富田町の特別会計宅地造成事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,494万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給与、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入 1 万円。

2 款繰入金 5, 0 0 0 万円。

3 款諸収入 1 億 7, 4 9 3 万 4, 0 0 0 円。

歳入合計では、2 億 2, 4 9 4 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出では、1 款宅地造成費 2 億 2, 3 4 4 万 4, 0 0 0 円。

2 款公債費 1 5 0 万円。

歳出合計では、2 億 2, 4 9 4 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページの事項別明細書、総括から 1 0 ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

議案第 3 3 号、第 3 4 号についてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第 3 3 号、平成 2 7 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

平成 2 7 年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 7 万 3, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 7 年 3 月 6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款諸収入、1 項貸付金元利収入 1 8 7 万 3, 0 0 0 円。

歳入合計 1 8 7 万 3, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款公債費 1 8 7 万 3, 0 0 0 円。

歳出合計といたしましては、1 8 7 万 3, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 3 ページ、歳入歳出予算事項別明細書から最終 5 ページまでは、恐れ入りますがお目通しください。

続きまして、議案第 3 4 号についてご説明いたします。

議案第34号、平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算。

平成27年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ669万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入669万円。

歳入合計といたしまして、669万円と定めてございます。

歳出でございます。

1款公債費669万円。

歳出合計といたしまして、669万円と定めてございます。

次の3ページ、歳入歳出予算事項別明細書から最終5ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

私のほうからは、議案第35号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第35号、平成27年度上富田町特別会計奨学事業予算。

平成27年度上富田町の特別会計奨学事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ928万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入で3, 000 円。

2 款繰越金、1 項繰越金で1, 000 円。

3 款諸収入、1 項の延滞金、加算金及び過料で1, 000 円。

2 項の剰余金利子で1, 000 円。

3 項の貸付金元利収入で928 万円と定めてございます。

歳入合計といたしまして、928 万6, 000 円と定めております。

歳出では、1 款総務費、1 項総務管理費で928 万6, 000 円と定めています。

歳出合計としまして、928 万6, 000 円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、総括から最終5 ページまでは、お目通しをお願いします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私のほうからは、議案第36 号から議案第38 号についてご説明申し上げます。

議案第36 号、平成27 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

平成27 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 億8, 532 万5, 000 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2 条、地方自治法第235 条の3 第2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1 億円と定める。

歳出予算の流用。

第3 条、地方自治法第220 条第2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給与、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成27 年3 月6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1 款分担金及び負担金 1 0 3 万 7, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料 5, 6 9 3 万 4, 0 0 0 円。

3 款財産収入 1, 0 0 0 円。

4 款繰入金 1 億 2, 7 3 4 万 6, 0 0 0 円。

5 款諸収入 7, 0 0 0 円。

歳入合計といたしましては、1 億 8, 5 3 2 万 5, 0 0 0 円です。

歳出。

1 款農業集落排水事業費 6, 7 5 5 万 2, 0 0 0 円。

2 款公債費 1 億 1, 7 7 7 万 3, 0 0 0 円。

歳出合計といたしましては、1 億 8, 5 3 2 万 5, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1 総括、以降 1 5 ページにつきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 3 7 号、平成 2 7 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

平成 2 7 年度上富田町の特別会計公共下水道事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 8 9 8 万 9, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給与、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合

における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1 款分担金及び負担金 6 2 6 万 7, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料 4, 2 0 2 万 4, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金 7, 0 0 0 万円。

4 款県支出金 2 0 4 万円。

5 款財産収入 2 1 万円。

6 款繰入金 1 億 2, 5 2 4 万 5, 0 0 0 円。

7 款繰越金 2 0 万円。

8 款諸収入 2, 0 0 0 円。

9 款町債 6, 3 0 0 万円。

歳入合計といたしましては、3 億 8 9 8 万 8, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。

歳出。

1 款公共下水道事業費 1 億 9, 3 0 2 万 1, 0 0 0 円。

2 款公債費 1 億 1, 5 9 6 万 7, 0 0 0 円。

歳出合計 3 億 8 9 8 万 8, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債」。

起債の目的。

1、公共下水道事業、限度額 6, 3 0 0 万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどをよろしく
願います。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1 総括、以降 1 8 ページにつきましては、お目通しのほ
どをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 3 8 号、平成 2 7 年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、平成 2 7 年度上富田町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- 1、給水戸数6,300戸。
- 2、総配水量759万2,000立方メートル。
- 3、一日平均配水量2万800立方メートル。
- 4、配水設備改良事業費2億4,512万円。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収入5億3,977万3,000円。

第1項営業収入4億9,506万1,000円。

第2項営業外収益4,471万2,000円。

支出。

第1款水道事業費用4億5,382万4,000円。

第1項営業費用3億9,922万2,000円。

第2項営業外費用5,460万2,000円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,201万9,000円は、損益勘定留保資金2億2,416万8,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,785万1,000円で補填するものとする。

収入。

第2款資本的収入1億6,930万円。

第1項工事負担金400万円。

第2項他会計負担金30万円。

第3項企業債1億6,500万円。

支出。

第2款資本的支出4億1,131万9,000円。

第1項建設改良費2億4,562万円。

第2項企業債償還金1億6,569万9,000円。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、第一浄水場自家発電設備更新工事費、限度額1億6,500万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどをよろしくお願ひします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第8条、次に挙げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費5,454万1,000円。

棚卸資産の購入限度額。

第9条、棚卸資産の購入限度額は1,500万円と定める。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書以降、35ページにつきましては、お目通しのほどをよろしくお願ひいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田 誠）

上下水道課企画員、菅谷君。

○上下水道課企画員（菅谷雄二）

よろしくお願ひします。私のほうからは、議案第39号をご説明申し上げます。

議案第39号、平成27年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

平成27年度上富田町の特別会計朝来財産区予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ632万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

平成27年3月6日提出、朝来財産区管理者、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款財産収入429万8,000円と定めております。

2 款寄附金52万5,000円。

3 款繰越金150万円。

4 款諸収入1,000円。

歳入合計では、632万4,000円と定めております。

歳出です。

1 款委員会費158万9,000円と定めております。

2 款総務費で473万5,000円と定めております。

歳出合計では、632万4,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書から最終の8ページまでは、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

私からは、議案第40号をご説明させていただきます。

議案第40号、平成27年度西牟婁郡公平委員会予算。

平成27年度西牟婁郡公平委員会の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133万8,000円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款賦課金131万7,000円。

2 款繰越金2万円。

3 款諸収入 1, 0 0 0 円。

歳入合計では、1 3 3 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款委員会費 8 7 万 5, 0 0 0 円。

2 款総務費 4 4 万 3, 0 0 0 円。

3 款予備費 2 万円。

歳出合計では、1 3 3 万 8, 0 0 0 円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

4 ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1 総括から 9 ページまでは、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって提案理由の説明を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第 2 8 議案第 2 7 号、平成 2 7 年度上富田町一般会計予算の件から、日程第 4 1 議案第 4 0 号、平成 2 7 年度西牟婁郡公平委員会予算の件までの 1 4 件については、委員会条例第 5 条の規定に基づき、1 1 人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 7 号から議案第 4 0 号については、予算審査特別委員会を設置しこれに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたしますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 1 2 分

再開 午後 2時29分

○議長（奥田 誠）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に、12番、吉田盛彦君、副委員長に、10番、榎本 敏君が就任されました。委員長を初め委員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

△延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、3月12日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦労さんでございました。

延会 午後2時30分